

特定疾患治療研究事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第6条 医療給付を受けようとする者は、特定疾患医療受給者証交付申請書に対象疾患別の臨床調査個人票、住民票その他の現住所を確認できる書類、<u>医療保険の資格情報が確認できる資料</u>、医療保険上の所得区分に関する情報を対象患者の加入する医療保険の保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下「保険者」という。）が知事に情報提供することに同意する旨の書類（以下「同意書」という。）並びに保険者が対象患者の所得区分の認定を行うために必要な書類を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>附 則（令和6年3月15日付5保疾第1066号健康福祉部長通知） （適用期日） 令和3年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則（令和6年11月28日付6保疾第696号健康福祉部長通知）</u> <u>（適用期日）</u> <u>令和6年11月28日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第6条 医療給付を受けようとする者は、特定疾患医療受給者証交付申請書に対象疾患別の臨床調査個人票、住民票その他の現住所を確認できる書類、<u>保険証の写し</u>、医療保険上の所得区分に関する情報を対象患者の加入する医療保険の保険者（後期高齢者医療広域連合を含む。以下「保険者」という。）が知事に情報提供することに同意する旨の書類（以下「同意書」という。）並びに保険者が対象患者の所得区分の認定を行うために必要な書類を添付して知事に提出するものとする。</p> <p>附 則（令和6年3月15日付5保疾第1066号健康福祉部長通知） （適用期日） 令和3年4月1日から適用する。</p>